

国土交通省関東地方整備局 政策広報誌
令和6年4月号（毎月発行・通算第213号）
責任者 広報広聴対策官室
Tel 048-600-1324

政策広報
関東地方整備局
第213号

関東の窓

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 荒川第二・三調節池の現場インタビュー動画を公開
～建設業界で働く魅力、やりがいを皆様にお伝えします～
2. 埼玉県との工事関係書類に関する記載内容の統一化について
～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～
3. 利根川水系中川・綾瀬川等を特定都市河川に指定
4. 「小規模工事 ICT 施工活用の手引き(案)」を改訂しました
～地域に根差した ICT 施工技術の活用を推進します～
5. 建設業における時間外労働規制の適用に対する令和6年度関東地方整備局の主な取り組みについて
6. 「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました！
～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～
7. 令和6年度関東地方整備局関係予算の概要について
8. 道路に関する新たな取組の現地実証実験(社会実験)等の公募開始
9. 首都圏外郭放水路・パスタ新宿で社会実験を実施 ～インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 入札契約の改善を支援する事業を選定。～地方公共団体における入札契約方式等改善の取組を支援～
2. 76の自治体・15の企業等を追加～ワンコイン浸水センサ実証実験～
3. 子育てエコホーム支援事業の交付申請（予約を含む）の受付を3月29日（金）から開始します
4. 東京湾アクアライン上り線(木更津→川崎方面)におけるETC時間帯別料金の継続について
～令和6年度も社会実験を継続します～
5. 路車協調システム及び走行空間の技術的検証を目的とした自動運転実証実験について（採択）
6. 公共交通機関の「移動等円滑化整備ガイドライン」等を改訂しました
7. 工期に関する基準の実施を勧告～建設工事の適正な工期の確保をするための基準の見直し～
8. 入札契約改善に向けたハンズオン支援事業の支援対象を選定
～都道府県と連携し、管内市区町村の入札契約制度の改善取組を推進～

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 荒川第二・三調節池の現場インタビュー動画を公開 ～建設業界で働く魅力、やりがいをお客様にお伝えします～

関東地方整備局 荒川調節池工事事務所

荒川第二・三調節池の現場で働く皆さんのインタビュー動画を作成しました。
荒川調節池工事事務所職員や工事・業務の受注者に対し、日頃の業務や工事の内容と意気込みをインタビューしました。

荒川調節池工事事務所では、荒川第二・三調節池の整備を進めています。
荒川調節池の整備で、普段どんな仕事を担当しているかや働く魅力などをそれぞれの視点から語るとともに、最新の技術や DX の活用について紹介しています。
なお、今回は国土交通省職員だけでなく、下記受注者の方にも出演いただきました。

工事受注者：西武建設株式会社、飛鳥建設株式会社
業務受注者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ、日本工営株式会社
※五十音順

この度、そのインタビューの内容を公開いたします。（別紙）

このインタビュー動画を通じて、みなさまに荒川調節池工事事務所の取り組みについて、ご興味を持っていただければと思います。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01206.pdf

2. 埼玉県との工事関係書類に関する記載内容の統一化について

～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、国・自治体間で工事関係書類の様式が異なる課題への対応として、関東地方整備局で運用している「工事関係書類の標準様式」をベースとした、国・自治体間の「記載内容の統一化」を行うべく、管内各都県及び政令市との調整を進めているところです。
今年度は、埼玉県をモデルケースとして具体的な調整を行い、その結果を取りまとめましたのでお知らせします。

【工事関係書類の統一化のポイント】

関東地方整備局及び埼玉県との「記載内容の統一化」の対象書類として26書類選定し、うち、以下の考え方にに基づき24書類（92%）の統一化を実施しました。

- ・受注者で記載が必要な内容を統一化するものとし、様式番号、様式名、決裁欄の統一化までは行わない。

- ・埼玉県で様式を定めていないもの（任意様式）は、国様式でも提出可とし、統一化済みとみなす。

【工事書類の統一様式ファイルの作成】

工事書類への入力作業の省力化のため、工事書類の統一様式ファイル（Excel 形式）を作成しました。関東地方整備局及び埼玉県の標準様式の確認、比較が可能なことに加え、工事名や契約日等の基本情報を入力することで国県様式へ自動で反映されます。

今後、埼玉県との調整結果を基に、地域の実情等により管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図ります。

※「工事関係書類の標準様式」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

掲載場所：関東地整HP > 技術情報 > 積算・入札・契約・総合評価 > 共通仕様書

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01224.pdf

3. 利根川水系中川・綾瀬川等を特定都市河川に指定

関東地方整備局 河川部
江戸川河川事務所

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和6年3月29日に、利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を特定都市河川に指定します。

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- 中川・綾瀬川流域では、これまで推進してきた総合治水対策により、流域の治水安全度は着実に向上してきました。一方で、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題、遊水地域の保全・活用等の必要性等を踏まえ、将来にわたり安全な流域を実現していくため、浸水被害の軽減に向けた更なる治水対策として、流域内の自治体と特定都市河川の指定に向けた検討を進めてきました。
- この度、国土交通大臣は、法第3条第1項等の規定に基づき、令和6年3月29日に、一級河川利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川（茨城県・埼玉県・東京都）について、特定都市河川として指定しますのでお知らせします。
- 今後、利根川水系中川・綾瀬川等では、河川管理者・流域の都道府県及び市町村の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・調節池等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、法第3条第10項の規定に基づく公示により別に定める日から、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 法指定に関する概要等については、令和6年3月29日に江戸川河川事務所HPへ掲載いたしますので、HPにて「特定都市河川」と検索いただき、ご確認ください。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01233.pdf

4. 「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」を改訂しました ～地域に根差したICT施工技術の活用を推進します～

関東地方整備局 企画部

施工業者が小規模工事で ICT 施工を活用しやすくなるように、実工事現場での活用結果を踏まえ、「小規模工事 ICT 施工活用の手引き（案）」を改訂しましたので、お知らせします。

【小規模工事 ICT 施工活用の手引き（案）】

○関東地方整備局では、ICT 施工の中小建設業への普及拡大に向け、全国で初めての実践的な手引きとなる「小規模工事 ICT 施工活用の手引き（案）」を令和 4 年 3 月 31 日に公表しました。また、令和 5 年 3 月 29 日には、手引きの構成を本編と別冊に分け、新しい技術や導入効果検証の実例を追加した改訂版を公表しております。

■「小規模工事 ICT 施工活用の手引き（案）」改訂概要

・本編と別冊（参考資料 2）に対して次の内容を追加しました。

（1）本編では、「ICT 建機の導入」「新しい ICT ツールの活用」において、小規模工事での活用が期待される技術を追加しました。

（2）参考資料 2 では、実工事現場での活用結果を踏まえ、導入効果検証の実例を 4 件追加しました。

・本手引き（案）により、小規模工事において ICT 施工が活用され、建設現場の生産性向上に寄与することを期待しています。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01240.pdf

5. 建設業における時間外労働規制の適用に対する令和 6 年度関東地方整備局の主な取り組みについて

関東地方整備局 企画部

令和 6 年（2024 年）4 月からの建設業における時間外労働の上限規制の適用にあたり、令和 5 年度に開催した 1 都 8 県建設業協会等との意見交換会を踏まえ、令和 6 年度の関東地方整備局の主な取り組みについてまとめましたのでお知らせします。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01239.pdf

6. 「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました！ ～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、令和5年7月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップし、工事書類を必要最小限にスリム化（簡素化）を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進する取り組みを図ってきたところです。

受注者を対象としたアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえ明らかとなった課題等に対応及び2024問題に向けた働き方改革の更なる推進のため、バージョンアップしました。

【バージョンアップのポイント】

- 発注者側の誤った指摘事例と、本来の適切な対応を記載。
- 設計変更に係る協議資料等については、動画の活用や遠隔臨場に併せて実施することにより削減が可能な旨を追記。
- 書類作成に係る土日・勤務等の抑制のため、ウィークリースタンスを追記。
- その他、アンケート調査結果で改善要望のあった事項を反映。

※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は
関東地方整備局ホームページに掲載しています。

掲載場所：関東地整HP > 技術情報 > 公共工事の品質確保 > 工事書類の簡素化

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01236.pdf

7. 令和6年度関東地方整備局関係予算の概要について

関東地方整備局

令和6年度関東地方整備局関係予算として、17,745億円が配分されました。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01251.pdf

8. 道路に関する新たな取組の現地実証実験（社会実験）等の公募開始

関東地方整備局 道路部

国土交通省道路局では、新たな施策の展開と円滑に事業を実施することを目的とする現地実証実験（社会実験）を、公募により平成11年度から実施しています。また、令和3年度より、民間企業が有するアイデア「シーズ」と地方公共団体等が抱える課題「ニーズ」をマッチングして、現地実証実験に活用できるよう、民間企業等有するアイデアの公募も行っています。

このたび、令和6年度の現地実証実験（社会実験）と民間企業等が有するアイデアについて、公募を開始しますので、お知らせします。

1 道路に関する新たな取組の現地実証実験の公募（地方整備局等にて受け付け）

募集内容：道路施策の導入に先立ち場所や期間を限定し、試行・評価する現地実証実験

申請者：地方公共団体

※民間企業が現地実証実験を行いたい場合は、一緒に取り組む地方公共団体と協議会等を組織し、地方公共団体が申請することが可能です。

提出先：関東地方整備局道路部道路計画第二課

なお、実験内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けています。

受付期間：令和6年4月8日（月）～5月31日（金）

公募要領等：詳細は、公募要領（実証実験）を参照してください。

2 民間企業等有するアイデア公募（地方整備局等にて受け付け）

募集内容：地域の課題解決に資する道路での新たな取り組みのアイデア

応募者：民間企業等の団体

提出先：関東地方整備局道路部道路計画第二課

なお、提案内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けています。

受付期間：令和6年4月8日（月）～5月31日（金）

公募要領等：詳細は、公募要領（アイデア公募）を参照してください。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01259.pdf

9. 首都圏外郭放水路・バスタ新宿で社会実験を実施 ～インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト～

関東地方整備局 企画部

インフラツーリズムの更なる拡大に向けて、全国で新たに3箇所のモデル地区で社会実験を行いますのでお知らせいたします。関東地方整備局管内では2箇所のモデル地区で社会実験を行います

○国土交通省では、「インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト」を立ち上げ、インフラツーリズムの拡大に向けて、これまで全国10箇所のモデル地区で社会実験を行い、知見の集約を行ってまいりました。

○今般、関東地方整備局管内において、2箇所のモデル地区で社会実験を行います。

○モデル地区では、有識者の助言を頂きつつ、各インフラ施設の特徴を活かし、周辺地域と連携した持続可能な観光コンテンツ造成等に取り組んでまいります。

- ・首都圏外郭放水路（埼玉県春日部市）
- ・バスタ新宿（東京都渋谷区）
- ・温井(ぬくい)ダム（広島県山県郡安芸太田町）

※新たなモデル地区の概要は別紙参照

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01262.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 入札契約の改善を支援する事業を選定

～地方公共団体における入札契約方式等改善の取組を支援～

国土交通省は、多様な入札契約方式の導入・活用、施工時期の平準化や地域の担い手育成など、課題を抱える地方公共団体の入札契約改善の取組を支援する「入札契約改善推進事業」について、3つの案件を選定し、今後支援を進めていくこととしました。

○国土交通省では、平成26年の改正により公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に「多様な入札及び契約の方法」が位置付けられたことを踏まえ、平成26年度より、地方公共団体における入札契約制度の改善推進に向け、入札契約改善推進事業^{※1}として支援を行っています。

※1 今回の募集概要は、下記URLを参照ください（募集期間：1月15日～2月22日）。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00210.html

○外部有識者^{※2}の意見を踏まえ、以下のとおり、3つの案件を選定しましたのでお知らせします。

※2 入札契約改善推進事業選定・推進委員会（令和6年3月14日開催） 外部有識者委員（敬称略）

小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科特任教授

大森 文彦 弁護士・東洋大学名誉教授

古阪 秀三 立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授

○支援案件については、今後は、国土交通省において別途選定・契約を行う支援事業者を地方公共団体に派遣し、外部有識者の助言も得ながら支援を進めてまいります。

1. 今回選定された支援案件

地方公共団体	支援対象事業
愛知県豊橋市	科学教育施設整備事業
長野県上田市	道路維持管理の包括的民間委託事業
佐賀県伊万里市	包括的維持管理業務モデル事業

2. 今後の予定

4月上旬	支援事業者の公募
5月下旬	支援事業者の選定
6月下旬～令和7年3月	入札契約改善推進事業による支援の実施

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00224.html

2. 76の自治体・15の企業等を追加～ワンコイン浸水センサ実証実験～

浸水の危険性がある地域に浸水センサを多数設置し、リアルタイムにその状況を把握する実証実験を実施しています。

このたび、令和6年度に継続実施する実証実験において、追加の実証実験実施地区となる自治体、及び実証実験実施地区において自らの施設等に浸水センサを設置・管理する企業・団体等を公募により決定しました。

○実証実験の参加者

今回の1次公募により、76の自治体・15の企業・団体等を追加参加者として、決定しました。(別紙参照)

今後は各関係者で調整し、浸水センサの設置を進めていきます。

なお、2次公募として、自治体及び企業・団体等ともに令和6年6月20日まで受付中ですので、応募方法の詳細は以下のWEBサイトに掲載の公募要領または別添参考資料-1~3をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001227.html

※応募者多数の場合等はお受けできない場合がございます。

<実証実験の目的>

近年、大雨による浸水被害や河川の氾濫が頻発しており、面的に浸水の状況をいち早く把握し、迅速な災害対応を行うことが重要となっております。そのため、浸水センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握する仕組みの構築に向けて、民間企業と国や自治体等の様々な関係者が浸水センサを設置し、浸水センサの特性や情報共有の有効性等を実証するものです。(別添参考資料-4参照)

※これまでの実証実験概要等は以下WEBサイトに掲載しています。

今後、参加者の追加等あった場合はこちらでお知らせします。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001239.html

3. 子育てエコホーム支援事業の交付申請（予約を含む）の受付を3月29日（金）から開始します

国土交通省、経済産業省、環境省の3省連携により行う「住宅の省エネリフォーム支援」及び国土交通省が行う「長期優良住宅及びZEH住宅の取得への支援」について、交付申請（予約を含む）の受付を3月29日（金）に開始します。

1. 交付申請の概要

- [1] 受付開始日 : 令和6年3月29日（金）午前10時
- [2] 申請可能時期 : (新築) 補助額以上の工事出来高に達した後
: (リフォーム) 工事完了後
- [3] 受付サイト : <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/>

※上記サイトの「住宅省エネポータルへログイン」ボタンよりログインします。

ログインにあたっては、本キャンペーンのホームページからあらかじめ事業者登録をした上で、担当者アカウントの発行を受けている必要があります。

※ワンストップ申請は令和6年4月中旬、集合住宅の一括申請は令和6年5月中下旬に受付を開始予定です。

2. 交付申請の予約（任意）の概要

- [1] 受付開始日 : 令和6年3月29日（金）午前10時
- [2] 申請可能時期 : (新築・リフォーム) 工事着手後
- [3] 受付サイト : 同上
- [4] 予約の効果 : 補助金の予算を一定期間（3カ月間又は令和6年12月31日のいずれか早い日まで）確保可能

※ 予約後3カ月以内又は令和6年12月31日のいずれか早い日までに交付申請がなかった場合、当該予約は取り消されます。なお、令和6年5月中下旬に受付を開始予定の集合住宅の一括申請の予約は提出日によらず令和6年12月31日まで有効です

3. 交付申請（予約を含む）の期限

予算上限に達するまで（交付申請は遅くとも令和6年12月31日まで、交付申請の予約は遅くとも令和6年11月30日まで）とします。お早めの申請をおすすめします。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001216.html


4. 東京湾アクアライン上り線（木更津→川崎方面）におけるETC時間帯別料金の継続について ～令和6年度も社会実験を継続します～

東京湾アクアラインでは、土日・祝日の特定の時間帯に交通が集中することによって激しい混雑が発生していたことから、令和5年7月22日より、特定の時間帯の割引料金を変動させるETC時間帯別料金の社会実験を実施中です。

令和6年1月15日に『第2回東京湾アクアライン交通円滑化対策検討会（座長：千葉県県土整備部道路計画課長）』が開催され、社会実験により混雑の緩和等に一定の効果が認められるとの分析結果と、現行の社会実験の継続に向けて調整を行う旨の方針が示されたことを踏まえ、令和6年度末まで社会実験を継続する※こととしましたのでお知らせします。

※本社会実験の継続については、令和6年度国予算の成立をもって実施します。

【社会実験内容】（対象期間以外は現行と変わりません）

- 対象期間：令和7年3月31日までの土日・祝日（1月2日、1月3日、振替休日を含む）
- 対象区間： 東京湾アクアライン上り線 木更津金田IC→浮島IC（木更津→川崎方面）
- 対象車両：ETC車（全車種）
 - ETC時間帯別料金

	平日	土日・祝日			
	上り線・下り線	上り線 (木更津→川崎)			下り線 (川崎→木更津)
		0～24時	0～13時	13～20時	20～24時
軽自動車等	640円	640円	960円	480円	640円
普通車	800円	800円	1,200円	600円	800円
中型車	960円	960円	1,440円	720円	960円
大型車	1,320円	1,320円	1,980円	990円	1,320円
特大車	2,200円	2,200円	3,300円	1,650円	2,200円

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001790.html

5. 路車協調システム及び走行空間の技術的検証を目的とした自動運転実証実験について（採択）

令和5年12月13日から令和6年1月22日まで公募を行った路車協調システム（※1）及び走行空間（※2）の技術的検証を目的とした自動運転実証実験について、26自治体の採択を決定しましたのでお知らせ致します。

道路局では、本事業を通じて、引き続き自動運転の実現に向け、道路インフラからの支援に取り組んでまいります。

（※1） …… 交差点等における道路状況の自動運転車への情報提供に関する実証実験

（※2） …… 自動運転の継続や交通全体の安全性向上に資する走行空間に関する実証実験

（1）採択対象の地方公共団体

別添資料に記載のある地方公共団体

（2）公募時の記者発表について

自動運転実証実験について募集します（令和5年12月13日）

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001730.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001792.html

6. 公共交通機関の「移動等円滑化整備ガイドライン」等を改訂しました

国土交通省では、公共交通機関における高齢者、障害者等の更なる移動等の円滑化を進めるため、「移動等円滑化整備ガイドライン」、「接遇ガイドライン」及び「接遇研修モデルプログラム」を改訂しました。

国土交通省では、高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応えることができるよう、旅客施設及び車両等の整備及びそれらを使用した役務の提供の方法のあり方を具体的に示した「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」という。）を公表しています。この度、学識経験者、障害当事者、公共交通事業者等で構成する検討会での議論等を踏まえ、「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」を改訂しました。

また、公共交通機関における一定水準の接遇を全国的に確保し、障害のある人等への接遇を的確に行うことで、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を推進するため、公共交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進するための指針となる「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン、同ガイドライン（認知症の人編）」及び「接遇研修モデルプログラム（改訂版）」を改訂しました。

【主な改訂内容】※詳細は別紙1及び2参照

○公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

- （1）障害者差別解消法改正を踏まえた国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改正内容の反映
- （2）障害者のための国際シンボルマーク（いわゆる車椅子マーク）の表現の見直し

○公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン等

- （1）障害者差別解消法改正に伴う関係記載の見直し
- （2）多機能トイレ等からバリアフリースイッチ等への表現の見直し

なお、改訂後のガイドラインの全体版は、以下の URL で公表しています。

【公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン】

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html

【公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン等】

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000180.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000366.html

7. 工期に関する基準の実施を勧告

～建設工事の適正な工期の確保をするための基準の見直し～

適正な工期による請負契約の締結を促し、働き方改革を促進するため、中央建設業審議会において工期に関する基準を改定し、その実施が勧告されました。

1. 背景

- 工期に関する基準は、適正な工期による請負契約の締結を促し、働き方改革を促進するため、令和2年7月20日に開催された中央建設業審議会での内容の審議を経て、作成・勧告されました。
- 今般、令和6年4月から、建設業においても罰則付き時間外労働規制が適用されることも踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、工期に関する基準の見直しについて、令和6年3月27日に開催された中央建設業審議会で審議され、同日その実施が勧告されました。

2. 基準の概要

○今回の改定の主な内容は以下のとおりです。

<工期設定における受発注者の責務について>

- ・変更契約時も含め、本基準を踏まえた適正な工期設定の必要性を明記
- ・受注者において、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを提出することを努力義務として位置づけ
- ・受発注者間のパートナーシップの意義を記載
- ・発注者において、受注者やその下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定への協力及び当該規制への違反を助長しないよう留意する旨を記載（元下間も同様）
- ・発注者において、受注者から契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する旨を記載

<工期全般・工程別に考慮する事項について>

- ・技能労働者やオペレーターの移動時間等も労働時間に含まれる旨や、運送業者が物品納入に要する時間等を考慮する必要性を追記
- ・自然要因として、猛暑日における不稼働に関する内容を追記
- ・工期確保や交代勤務制の実施、労働者確保等に必要な経費を請負代金の額に適正に反映させる必要性を明記
- ・有効な取組例として、勤務間インターバル制度の導入に関して記載

※その他各業界団体の取組事例等を時点更新

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00234.html

8. 入札契約改善に向けたハンズオン支援事業の支援対象を選定 ～都道府県と連携し、管内市区町村の入札契約制度の改善取組を推進～

国土交通省は、地方公共団体における入札契約制度の改善推進に向けたさらなる取組の推進のため、都道府県と連携して管内市区町村の改善を後押しする「ハンズオン支援事業」について、3県を対象とし、今後支援を進めていくこととしました。

○国土交通省は、都道府県及び専門的知見を有する支援事業者と協働し、入札契約制度に関する勉強会を通じて、管内市区町村の入札契約制度の改善を支援する「ハンズオン支援事業」を実施します。

市区町村には勉強会により制度改善の意義について理解を深めていただいた後、各団体ごとに改善目標時期(5年程度)をロードマップとして「見える化」し、改善取組を進めていただくこととなります。

※今回の募集概要は、下記 URL を参照ください(募集期間:1月22日～2月29日)。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00214.html

○令和6年度は、以下の3県を支援することとしましたので、お知らせいたします。

○今後は、国土交通省において別途選定・契約を行う支援事業者とともに、勉強会を通じて、入札契約改善に向けた支援を進めてまいります。

1. 来年度事業の支援対象団体

埼玉県(63市町村)、新潟県(30市町村)、佐賀県(20市町)

2. 今後の予定

4月上旬	支援事業者の公募
5月下旬	支援事業者の選定
6月下旬～令和7年3月	ハンズオン支援事業による支援の実施

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00231.html

9. 「復興まちづくりのための事前準備」の着手率、約66%～平時の備えが、いざという時の復興まちづくりを支えます～

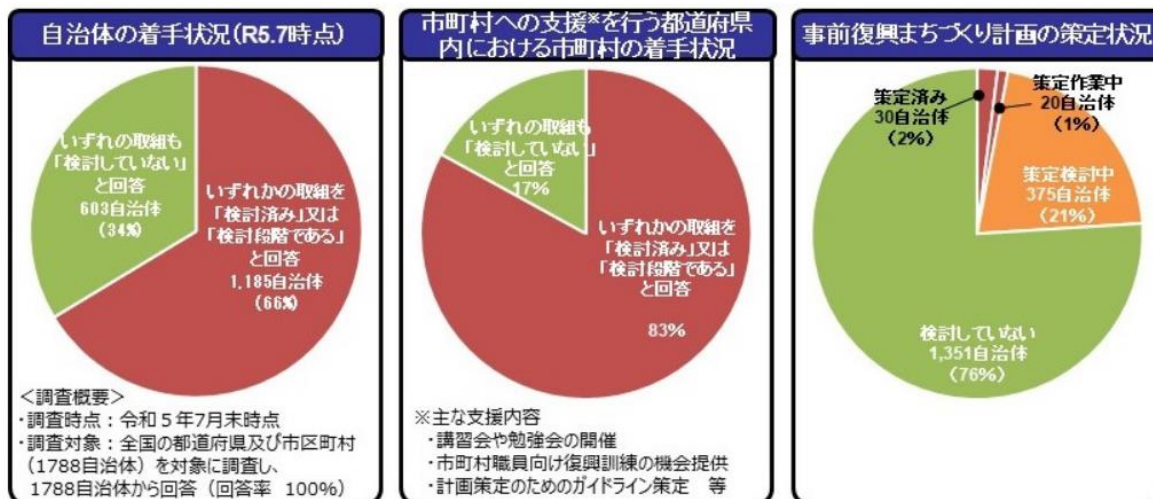
・国土交通省では、「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を平成30年7月に公表し、自治体における「復興まちづくりのための事前準備※」の取組を推進しています。

※地震や津波等で被災した際に早期かつ的確な復興まちづくりを行えるよう、平時から復興まちづくりを想定して、体制や手順、目標の事前検討、訓練の実施等を行うもの

・昨年度に引き続き、ガイドラインに基づく復興事前準備の取組状況について、全国の都道府県及び市区町村を対象に実施した調査結果をとりまとめました。

調査結果のポイント

- ・半数以上の自治体が取組に着手。昨年度比+1%の約66%（参考：R4.7時点65%）。
- ・一方で、市町村に対して様々な支援や情報提供を行っている都道府県管内では、83%の市町村が取組に着手しており、都道府県による支援の取組の効果が高い。
- ・復興事前準備の取組についてとりまとめる「事前復興まちづくり計画」について、30自治体が策定済、20自治体が策定作業中、全自治体の21%が策定を検討しており、引き続き「事前復興まちづくり計画策定のためのガイドライン」の周知を通じて、計画策定の推進を図る。



- ・令和6年能登半島地震の発生も踏まえ、被災した際に早期かつ的確な復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定をはじめとした復興事前準備の取組がますます重要となると考えられることから、今後も、自治体の取組を積極的に推進してまいります。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi06_hh_000089.html

10. 令和5年度の流域治水の取組の進展について

～令和6年度からの流域治水のさらなる加速化に向けて～

令和5年度においても流域治水の取組が全国で進展しています。令和6年度からの予算制度の拡充や水災害リスクを自分事化し流域治水の取組主体を増やすための取組等、流域治水の現場レベルでの実践をさらに加速化していきます。

○ 流域治水の取組の進捗

- 一級水系において、指標として見える化した7つの代表的な取組内容が進捗しました。（別添1）

○ 流域治水に係る予算制度の拡充

- 令和6年度から、浸水や土砂災害の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、河川、砂防、下水道、まちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充します。（別添2）

○ 特定都市河川の指定拡大

- 令和5年度には、肱川水系、鳴瀬川水系、高城川水系、石狩川水系、一宮川水系、利根川水系、最上川水系、甲突川水系、新川水系、稲荷川水系及び阿武隈川水系の11水系159河川が特定都市河川に指定され、また、特定都市河川指定等の予定時

期を示すロードマップを全国の27水系で公表しました。(別添3)

○ **水災害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やすための取組**

- 住民や企業等のあらゆる関係者による、持続的・効果的な流域治水の取組の推進に向け、行政の働きかけに関する普及施策の体系化と行動計画をとりまとめました。この行動計画に基づき、流域治水ロゴマークの決定等の普及施策の取組を進めてきました。今後、更なる水災害リスクの自分事化を図るとともに、流域治水に取り組む主体を増やすための取組を推進していきます。(別添4)

○ **流域治水における河川環境の保全・創出の取組強化**

- 今後の河川環境施策を着実に進めていくために、令和6年2月から「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」を開催し、3月に提言(案)を公表しました。
(URL : https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/seitai_network/index.html)

○ **土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進**

- 居住誘導区域等における防災まちづくりと連携した砂防関係施設の重点的な整備に向けて、まちづくり連携砂防等事業が新たに逗子市、雲南市、長崎市で開始されました。(別添5)

○ **関係省庁、流域関係者との連携強化**

- 令和6年3月に「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を開催し、関係省庁間の連携強化を進めています。
(URL : <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html>)
- 令和5年度の出水期において、全国のべ181ダムで事前放流を実施し、洪水に備えました。
(URL : https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000221.html)

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000205.html

11. 第27回日本水大賞の募集要項を公表

～水に関わる優れた活動を顕彰、支援します～

日本水大賞委員会(名誉総裁秋篠宮皇嗣殿下、委員長日本科学未来館名誉館長毛利衛)と国土交通省は、第27回日本水大賞の募集要項を公表します。

日本水大賞は、水循環の健全化に向けた諸活動を広く顕彰し、活動を支援するために創設されました。水防災、水資源分野などで活動する個人、団体などが募集対象です。募集受付は令和6年7月7日に開始します。

1. 応募の対象範囲

- (1) 対象となる活動分野: 水防災、水資源、水環境、水文化、復興
- (2) 対象となる活動主体: 学校、企業、団体、個人、行政

2. 募集要項

- (1) 応募要項の取得 <http://www.japanriver.or.jp/taisyo/>
- (2) 募集期間 令和6年7月7日～10月31日(郵送の場合は当日消印有効)

3. 日本水大賞の内容

応募頂いた活動の中から、優れたものに対して以下の賞を授与します。

[1]大賞、[2]大臣賞（国土交通大臣賞、環境大臣賞、農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、経済産業大臣賞）、[3]市民活動賞、[4]国際貢献賞、[5]審査部会特別賞

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001240.html

12. 特殊車両通行制度における通行時間帯条件の緩和を試行します！

～関係業界における人手不足の解消や働き方改革の後押し～

特殊車両の通行許可等の際に付される「通行時間帯条件」について、道路構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと道路管理者が認めた道路を対象に、令和6年4月8日より通行可能な時間帯を前後1時間拡大するなどの緩和の試行運用を開始します。

背景

- ・特殊車両の通行条件は、道路と車両との関係において、道路構造の保全又は交通の危険防止上必要な範囲で道路管理者が付すものです。このうち通行時間帯条件は、通行する道路に対して特に重量や寸法が大きい車両を対象として午後9時から午前6時までとしていました。
- ・今般、安全の確保を前提としつつ、関係業界における人手不足の解消や働き方改革の後押しを図るため、通行時間帯条件の緩和を検討してきたところです。

試行する緩和の内容

- ・特殊車両通行許可等にあたって付す条件のうち、重量D条件及び寸法C条件（車両の幅が3メートルを超えるものに限る。）に付される通行時間帯条件について緩和の試行を行うこととします。
- ・重量D条件については、安全上支障がないと各道路管理者が認めた道路を対象として前後1時間拡大し、午後8時から午前7時までとします。
- ・寸法C条件については、申請車両が重量物運搬用セミトレーラ（申請軸種がその他軸種の車両を除く。）の場合であって、かつ、算定箇所の変角が90度以内の変差点又は丁字路である場合に限り、算定要領に定める長さの算定分類を緩和することとします。これにより通行時間帯条件が付される変差点が減少します。
- ・試行の開始は、令和6年4月8日（月）9時とします。
- ・その他、詳細は以下URLを参照ください。

https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/202404_kaisei.pdf

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001793.html

13. 空き家等を改修してセーフティネット住宅とする事業者を支援します！

～「令和6年度 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」の募集を開始～

住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、民間賃貸住宅や空き家等の既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者^{※1}専用の住宅とする民間事業者等を支援しています。

本日より、当該事業を行う民間事業者等の募集（国による直接補助^{※2}）を開始します。

- ※1 低額所得者、高齢者、障害者や子育て世帯など、住宅の確保に配慮を要する方
※2 この補助とは別に、地方公共団体が補助を行っている場合があります。

1) 支援概要（詳細は別紙参照）

(1) 主な要件

- ・住宅確保要配慮者専用の住宅として登録すること
- ・公営住宅に準じた家賃の額以下であること 等

(2) 補助の内容

【補助対象工事】

- [1]バリアフリー改修（外構部分のバリアフリー化含む）
- [2]耐震改修工事
- [3]共同居住用の住居とするための改修・間取り変更
- [4]子育て世帯対応改修工事（子育て支援施設の併設を含む）
- [5]防火・消火対策工事
- [6]交流スペースを設置する工事
- [7]省エネルギー改修工事
- [8]安否確認のための設備の改修工事
- [9]防音・遮音工事 等

【補助率・限度額】

改修工事 1/3（上限 50 万円／戸 等）

ただし、上記[1]～[6]のいずれかを実施する場合等、別途上限に加算あり

2) 応募締切り

令和7年2月14日（金）

3) 応募方法

- ・上記応募締切りまでに、以下の事務局へ申請書を電子メールにて提出してください。
- ・応募要件等の詳細については、交付申請要領をご覧ください。
- ・交付申請要領・様式等は、次の URL から入手または電子メールにてお問い合わせください。

【事務局】住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業交付事務局

URL : <https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>

Email : snj@how.or.jp

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000279.html

14. 内閣府未来技術社会実装事業と連携した自動運転サービス導入支援事業について（募集）

内閣府では、AI、IoT や自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、未来技術の社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会：別添1参照）を構築し、関係府省庁による総合的な支援（各種交付金・補助金の活用や、制度的・技術的課題等に対する助言等）を行う内閣府未来技術社会実装事業（以下、「社会実装事業」）について、募集を開始したところです。

それに合わせて、国土交通省では社会実装事業を活用して、自動運転サービス導入を目指す地方公共団体に対して、実証実験等により得られたノウハウを活用し、導入に向けた

支援を国土交通省地方整備局等が行います。（自動運転サービス導入支援事業）
については、自動運転サービス導入支援事業による支援を希望する地方公共団体を募集します。（別添2参照）

導入支援事業 概要

- (1) 受付期間：令和6年4月5日（金）～令和6年5月9日（木）
（内閣府「社会実装事業」へ申請し、採択された場合に支援を実施）
※申請や採択等の具体的な手続きは、本日発表の「社会実装事業」募集要領（【参考】を参照）に基づき行われます。申請者は申請に先立ち、上記受付期間内に国土交通省地方整備局等に事前相談頂くことが必要です。
- (2) 募集対象：国土交通省が支援の対象とする事業は、「社会実装事業」に採択された事業のうち、次の要件を満たすもの
- ① 地方公共団体
※都道府県が申請する場合には、導入を予定する市町村と調整が図られていること。
 - ② 課題解決のために自動運転サービスを行うものであること
【例】
 - 高齢者や児童など交通弱者の生活の足の確保
 - 農産物などの物流の確保
 - 観光地における観光客の移動など地域活性化の推進
 - 自動運転と他事業との掛け合わせによる移動利便性の向上
 - ③ 自動運転サービスの導入が地方公共団体の計画へ位置づけられていること、もしくは直近で位置づけられる予定であること
- (3) 支援内容：国土交通省地方整備局等において、以下の自動運転サービス導入に向けた検討等を支援します。
- 社会実装事業における自動運転サービスに係る実装を見据えた計画立案（目的の明確化、ルートの検討、サービスを持続可能にするためのビジネスモデル等）
 - 自動運転サービスの実証実験への技術的支援（道路空間に係る技術的課題や実装に向けた課題整理等）
 - 自動運転における実証実験の他事例紹介
- (4) その他：本事業は、内閣府地方創生推進事務局の実施する未来技術社会実装事業の募集要領における各府省支援の取組の一つとして実施するものです。公募の詳細は、以下のURL内の「募集・選定・継続」の「地方公共団体からの提案募集について」にある「令和6年度未来技術社会実装事業の募集について（令和6年4月5日）」をご確認ください。
URL：<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001796.html

15. 「道の駅」の機能強化にコンテナ活用へ

～「道の駅」における高付加価値コンテナ活用ガイドラインを策定～

国土交通省では、平常時の地域活性化や災害時の防災機能の強化を狙いとした高付加価値コンテナ（※）の活用に向け、その特徴や活用用途のイメージ、設置や移動の留意点を取りまとめたガイドラインを策定しました。

※高付加価値コンテナとは、本ガイドラインにおいて、運用場所を柔軟に変更できるよう可動性を備え、従来の活用方法を越えた新たな価値を付加し、平常時・災害時に有効活用できる空間としてのコンテナとして定義するもの。

○能登半島地震では、被災地支援として可動式のコンテナが多く活用されましたが、こうしたコンテナを「道の駅」において活用することで、平常時には「道の駅」のサービス向上や個別課題の解決、災害時には機動的な災害支援のための有効な手段となることが期待されます。

○本ガイドラインは国土交通省ホームページ（以下）にて公表しております。

【「道の駅」における高付加価値コンテナ活用ガイドライン】

<https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/pdf/guidelines-hv-containers.pdf>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001798.html

16. 誰もが安心して暮らせる ためのモデル的な取組を行う事業者 を支援します！ ～「令和6年度人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業」の募集を開始～

人生100年時代において、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが安心して健康に暮らせる住環境の整備を促進するため、ライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応したモデル的な取組を実施する民間事業者等を公募し、先導性が認められた事業を支援します。本日より、当該事業を行う民間事業者等の募集を開始します。

1) 支援概要（詳細は別紙参照）

【課題設定型・事業者提案型・事業育成型】

設定された事業テーマに応じた先導的な取組への支援を行う事業 等

【支援付き住宅型】

多様な世帯への住まいの提供と、見守りや自立支援を併せて実施する取組への支援を行う事業

【子育て住宅型】

子育て世帯への住環境の提供と、見守りや自立支援を併せて実施する取組への支援を行う事業

【子育て公営住宅型】

公営住宅ストックを活用し、子どもを産み育てやすい環境を整備する取組への支援を行う事業

2) 応募締切り

【課題設定型・事業者提案型・事業育成型】

第1回締切り：令和6年7月11日（木）（採択予定時期：9月中旬頃）

第2回締切り：令和6年9月26日（木）（採択予定時期：12月下旬頃）

【支援付き住宅型】【子育て住宅型】【子育て公営住宅型】

締切り：令和6年12月13日（金）（採択予定時期：1月下旬頃までに随時採択）

3) 応募方法

- ・応募締切りまでに、以下の事務局へ申請書を電子メールにて提出してください。
- ・募集（応募）要領・様式等は、次の URL から入手または電子メールにてお問い合わせください

い。

【事務局】 住まい環境整備モデル事業評価事務局
Email : info@100nen-sw.jp 【全事業類型共通】

URL : <http://100nen-sw.jp/>

【課題設定型・事業者提案型・事業育成型】

<http://100nen-sw.jp/shien/index.html>

【支援付き住宅型】【子育て住宅型】【子育て公営住宅型】

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000280.html

17. 点検支援技術性能カタログを拡充

橋梁・トンネル・土工・舗装・道路巡視の点検支援技術を追加

国土交通省では、道路構造物の点検の効率化・高度化を推進するため、点検に活用可能な技術をとりとまとめた「点検支援技術性能カタログ」を策定しています。

この度、橋梁、トンネル、土工、舗装、道路巡視の点検に活用可能な78技術を点検支援技術性能カタログに追加しました。

点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、国管理施設等において技術を検証した結果をカタログ形式でとりまとめたものです。

令和4年度より橋梁・トンネル、令和5年度より舗装を含めた直轄国道の点検において、点検支援技術の活用を原則化しています。

引き続き新技術の積極的な活用と、これによる点検の効率化・高度化を進めてまいります。

(ご参考) 国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/road/tech/index.html>

■掲載技術数（令和6年4月12日現在）

分野	項目	掲載数	(うち追加数)
橋梁・トンネル・土工	画像計測	118	(19)
	非破壊検査	70	(19)
	計測・モニタリング	79	(13)
	データ収集・通信	4	(1)
舗装	ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI	30	(11)
道路巡視	ポットホール・区画線の摩耗 ・建築限界の超過・標識隠れ	20	(15)
	計	321	(78)

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001799.html

18. 「i-Construction 2.0」を策定しました

～建設現場のオートメーション化による生産性向上（省人化）～

国土交通省では、建設現場の生産性向上や業務、組織、プロセス、文化・風土や働き方の変革を目的として、i-Construction 及びインフラ分野の DX を推進しています。

今般、i-Construction の取組を加速し、建設現場における省人化対策に取り組むため、国土交通省の新たな建設現場の生産性向上（省人化）の取組を「i-Construction 2.0」としてとりまとめました。

国土交通省では、建設現場の生産性向上の取組として、2016 年度より、ICT 施工をはじめとする「i-Construction」の取組を進めてきました。

（参考）国土交通省における i-Construction の取組

<https://www.mlit.go.jp/tec/i-construction/index.html>

今後、更なる人口減少が予測されるなか、国民生活や経済活動の基盤となるインフラの整備・維持管理を、将来にわたって持続的に実施していくことが必要であることから、「国土交通省インフラ分野の DX 推進本部」（本部長：技監）において、これまでの取組をさらに一歩進め、「i-Construction 2.0」として別紙のとおりとりまとめました。

i-Construction 2.0 では、2040 年度までに建設現場の省人化を少なくとも 3 割、すなわち生産性を 1.5 倍向上することを目指し、「施工のオートメーション化」、「データ連携のオートメーション化」、「施工管理のオートメーション化」を 3 本の柱として、建設現場で働く一人ひとりが生み出す価値を向上し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場の実現を目指して、建設現場のオートメーション化に取り組みます。

以下 URL に i-Construction 2.0 の本文を掲載しております。

i-Construction 2.0 ～建設現場のオートメーション化～
<https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001738240.pdf>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001085.html